

様式第一（第2条関係）

生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の協議書

30鞍地地第179号
平成30年7月2日

九州経済産業局長 塩田 康一 殿

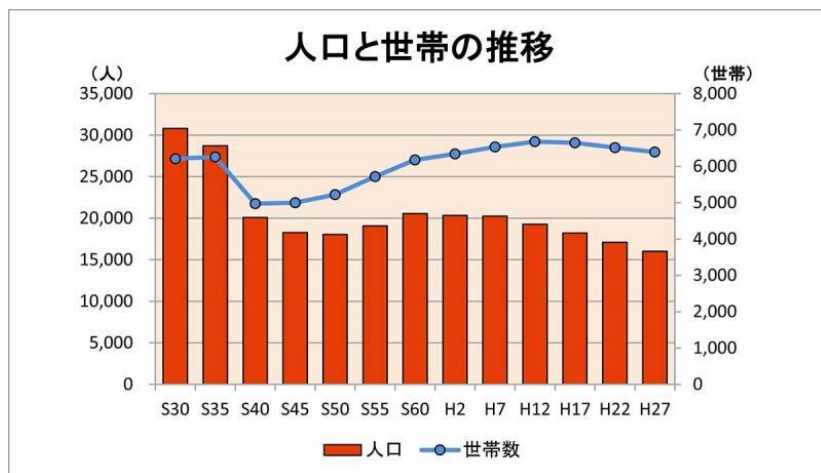
鞍手町長 徳島 眞次 ㊟

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等
【地域の人口構造】



(参照：国勢調査)

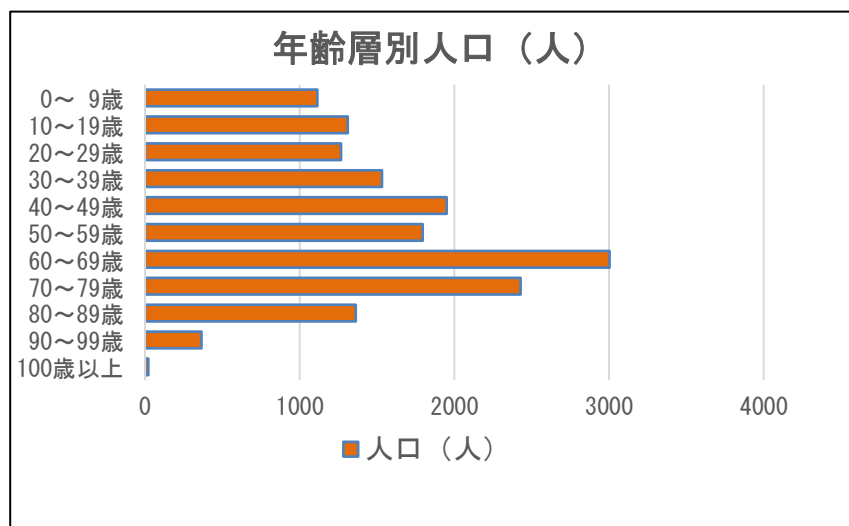
年	人口 (人)	対前期 (人)
S30	30,794	-
S35	28,714	-2,080
S40	20,085	-8,629
S45	18,266	-1,819
S50	18,045	-221
S55	19,079	1,034
S60	20,540	1,461
H2	20,332	-208
H7	20,248	-84
H12	19,266	-982
H17	18,204	-1,062
H22	17,088	-1,116
H27	16,007	-1,081

鞍手町は福岡県北部、政令指定都市である福岡市と北九州市のほぼ中間に位置している。元来より農業が盛んな地域であったが、明治以降から石炭産業が芽生え、以降近年にいたるまで本町を支え、発展させる原動力となってきた。しかし、昭和30年代後半、高度経済成長期に石炭から石油へエネルギーの転換政策が進行し、炭鉱の閉山が余儀なくされ、本町も大きな打撃を受けた。

本町の人口は、国勢調査によると、炭鉱閉山により昭和30年の30,794人から減少傾向が見られ、平成27年には16,007人となっており、近年は1年あたり200人減少するなど、過疎化が進行している。

年齢層別割合は、60～69歳が最も高く18.6%となっている。

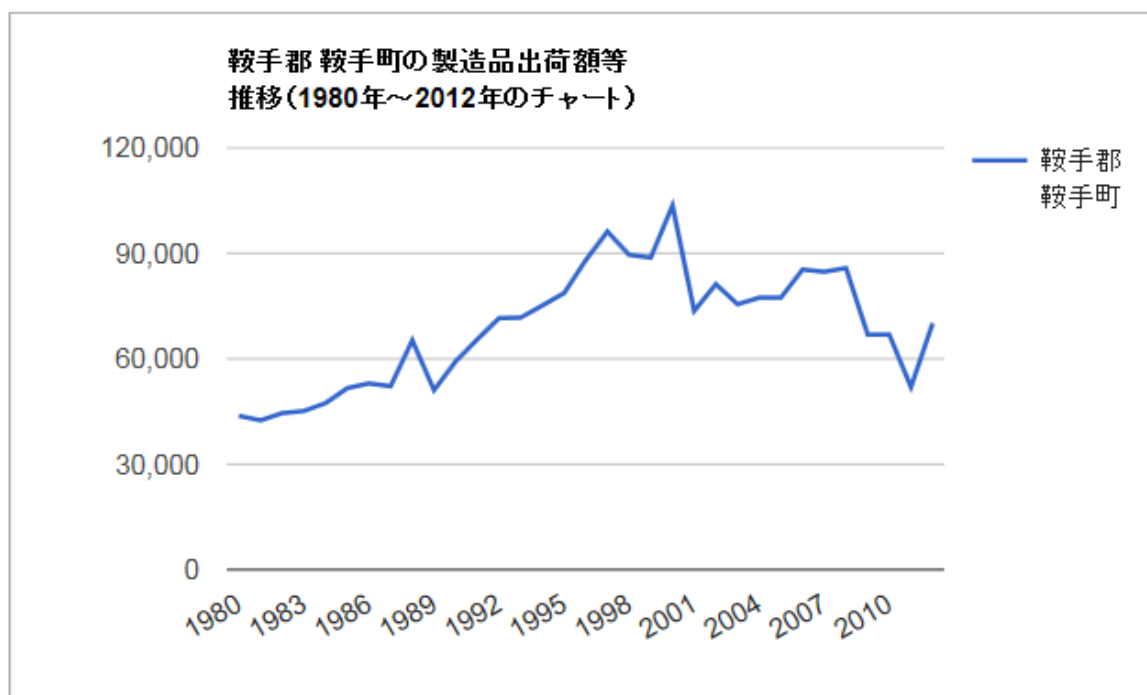
また、住民基本台帳によると高齢化率は36.8%で全国平均を大きく上回り、未成年の割合が低いことから、今後も高齢化が進むことが予想される。



参照：平成30年5月31日現在住民基本台帳

【産業構造及び中小企業者の実態等】

炭鉱の閉山後は、積極的な企業誘致に努め、これまでの約50年間に60社以上の優良企業を誘致し、地域経済の発展を遂げてきた。そのほか、隣接する市に平成3年にトヨタ自動車九州株式会社が進出されたこともあり、当町においては二次産業関連の下請けの小規模事業者が多く、地域経済を支えてきた。結果、福岡県勢要覧によれば、二次産業の比率においては福岡県では第3位を誇り、ものづくり産業の町として隆盛を極めており、中でも半導体関係や金型加工が盛んである。



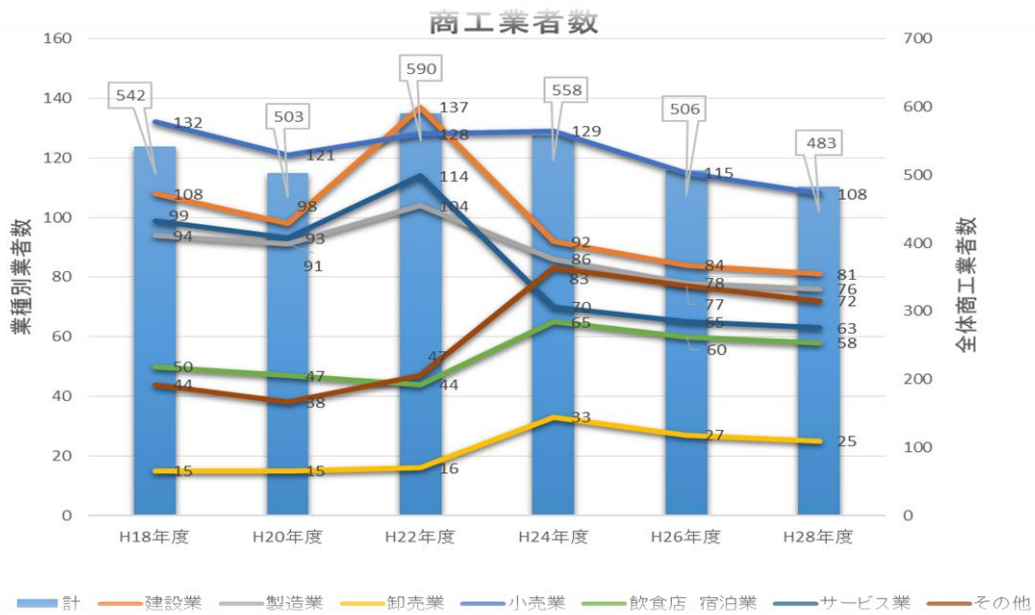
●値 ●変動率 ●前期比

(経済産業省工業統計より)

一方で、経済産業省工業統計によれば、上記の鞍手町の製造品出荷額をみると、1980年(昭和55年)では43,802百万円に対し、最も出荷額の大きかった2000年(平成12年)には103,590百万円に達し、2012年(平成24年)では70,160百万円と減少傾向にある。

理由としては様々な要素があるが、大和ハウス工業株式会社福岡工場等の誘致企業により、出荷額はある程度維持をしてきたものの、不況もあり特に個人住宅の伸びが停滞していることや、町の新たな基幹産業となる産業創出が行えていないこと等が減少している理由として挙げられる。

今後も町内企業においては厳しい経営環境下での事業運営が予測されており、設備投資による生産性向上や新たな事業展開等の対応が喫緊の課題である。



鞍手町商工会経営発達支援計画より抜粋

	H18	H20	H22	H24	H26	H28
建設業	108	98	137	92	84	81
製造業	94	91	104	86	78	76
卸売業	15	15	16	33	27	25
小売業	132	121	128	129	115	108
飲食店・宿泊業	50	47	44	65	60	58
サービス業	99	93	114	70	65	63
その他	44	38	47	83	77	72
合計	542	503	590	558	506	483

商工業者数は、平成22年度の590件をピークに平成28年度では483件と、6年間で107件約18%減少している。また、産業構造の内訳では小売業の占める割合が高く、常に20%を超えている。建設業、サービス業、製造業は、平成22年度をピークに減少しており、平成28年度には建設業約40%減、サービス業約45%減、製造業約26%減となっている。その他、飲食店、卸売業については、平成22年度から平成24年度までは増加したものの、以降は徐々に減少している。

本町の企業の大部分を占める中小企業は、雇用の確保、消費の活発化、自然と調和したまちづくりや災害対応など、本町の発展と町民生活の向上をもたらす重要な担い手として大きな役割を果たしてきた。しかしながら、人口減少による市場の縮小や働き手の確保、高齢化等による承継等の問題のほか、グローバル化による競争激化や情報通信技術の発展など、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増している。

こうした状況に鑑み、町内中小企業における、より生産性の高い設備等の導入・更新を促進することにより、労働生産性を向上することが重要となる。そのため、本計画により中小企業の先端設備の導入を促進し、労働生産性の向上を図ることとする。

(2) 目標

計画期間中に12件の先端設備等導入計画の認定を行うことにより、中小企業の労働生産性の向上を促進し、経営基盤や競争力の強化を図ることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上向上させることを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農業及び製造業を中心に多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの多くの産業において広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

町内各地に点在して立地している中小企業による幅広い取り組みを促進するため、町内における全ての地域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、農業及び製造業を中心に多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの多くの産業において広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性の伸び率の目標を年平均3%以上とする事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画を国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

① 人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としな

い等、雇用の安定に配慮する。

- ② 公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。